

改正 令和 8 年 3 月 2 3 日 原規総発第 2603232 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 3 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この訓令は、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則（令和 8 年原子力規制委員会規則第 4 号）の施行の日（令和 8 年 3 月 2 4 日）から施行する。

別表 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後						改正前					
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係						別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～236	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～236	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
237	(略)	原子炉試験細目規則第6条の規定による筆記試験又は口答試験合格者名の公告及び筆記試験合格証の <u>交付</u> に関すること。	(略)	(略)	(略)	237	(略)	原子炉試験細目規則第6条の規定による筆記試験又は口答試験合格者名の公告及び筆記試験合格証の <u>送付</u> に関すること。	(略)	(略)	(略)
238	(略)	原子炉試験細目規則第8条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の再交付に関すること。	(略)	(略)	(略)	238	(略)	原子炉試験細目規則第7条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の再交付に関すること。	(略)	(略)	(略)
239	(略)	原子炉試験細目規則第10条の規定による	(略)	(略)	(略)	239	(略)	原子炉試験細目規則第9条の規定による	(略)	(略)	(略)

		る試験を免除するに 足る専門的知識の修 得が可能な課程の認 定に関する事。						試験を免除するに足 る専門的知識の修得 が可能な課程の認定 に関する事。			
240	(略)	原子炉試験細目規則 <u>第15条</u> の規定によ る認定課程の確認に 関すること。	(略)	(略)	(略)	240	(略)	原子炉試験細目規則 <u>第14条</u> の規定によ る認定課程の確認に 関すること。	(略)	(略)	(略)
241	(略)	原子炉試験細目規則 <u>第17条</u> の規定によ る認定等の公示に関 すること。	(略)		(略)	241	(略)	原子炉試験細目規則 <u>第16条</u> の規定によ る認定等の公示に関 すること。	(略)		(略)
242 ～ 292	(略)	(略)	(略)		(略)	242 ～ 292	(略)	(略)	(略)		(略)
293	(略)	核燃料試験細目規則 <u>第5条第1項</u> の規定 による核燃料取扱主 任者免状の再交付に 関すること。	(略)		(略)	293	(略)	核燃料試験細目規則 <u>第4条第1項</u> の規定 による核燃料取扱主 任者免状の再交付に 関すること。	(略)		(略)
294	(略)	核燃料試験細目規則 <u>第7条</u> の規定による 試験を免除するに足 る専門的知識等の修	(略)	(略)	(略)	294	(略)	核燃料試験細目規則 <u>第6条</u> の規定による 試験を免除するに足 る専門的知識等の修	(略)	(略)	(略)

		得が可能な課程の認定に関すること。						得が可能な課程の認定に関すること。			
295	(略)	核燃料試験細目規則第12条の規定による認定課程の確認に関すること。	(略)	(略)	(略)	295	(略)	核燃料試験細目規則第11条の規定による認定課程の確認に関すること。	(略)	(略)	(略)
296	(略)	核燃料試験細目規則第14条の規定による認定等の公示に関すること。	(略)		(略)	296	(略)	核燃料試験細目規則第13条の規定による認定等の公示に関すること。	(略)		(略)
297 ～ 356	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	297 ～ 356	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)・(3) (略)						(2)・(3) (略)					